

監査委員事務局

1 監査について

(1) 定期監査等

地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	令和元年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	令和元年7月12日～ 令和2年2月17日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
保健福祉部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
会計課		
消防本部, 消防署		
上下水道局		
教育部, 教育機関		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

(2) 住民監査請求に基づく監査

法第242条第1項の規定による住民監査請求に基づく監査を、次のとおり実施した。

請求の内容	監 査 の 期 間
新市民会館建設及びこれと一体となった一連の事業に対する支出は違法又は不当な公金の支出であるから、支出の差し止め及び返還を求める。	令和元年10月7日～11月12日

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び上下水道事業管理者の保管する現金の出納	平成31年4月25日，令和元年5月24日，6月27日，7月25日， 8月27日，9月25日，11月8日，12月25日，令和2年1月27日， 2月25日，3月25日

3 審査について

(1) 決算審査

地方公営企業法第30条第2項及び法第233条第2項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成30年度の水戸市水道事業会計の決算	令和元年6月5日～8月7日
平成30年度の水戸市下水道事業会計の決算	令和元年6月5日～8月7日
平成30年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	令和元年7月16日～8月7日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成30年度の水戸市土地開発基金の運用状況	令和元年7月16日～8月7日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和元年度に算定した実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	令和元年7月19日～8月7日
令和元年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	令和元年7月19日～8月7日